

本願寺史料研究所報

38号

発行所

本願寺史料研究所
〒六〇〇一八二六八

電話

京都市下京区七条大宮上ル
龍谷大学大宮図書館内
〇七五―三四三―三三一
内線(五四一八)

発行者

所長 赤松徹真

発行日

二〇〇九年十一月三〇日

親鸞聖人
750回大遠忌



藺田宗恵 「大洲鉄然宛書簡」

明治期仏教青年会運動の一側面

近藤 俊太郎

はじめに

日本の「近代」化が神道国教化政策と廃仏毀釈に始まったのは、欧米諸国に対峙しうる国家形成を課題とした維新政府が、「現人神」天皇を中核に据え、それを成し遂げようとしたことを象徴的に表現している。「西側の衝撃」のもとで国際秩序に編入された日本にとって、いかにして不平等条約を改正して「半独立国」的状况を開するかは対外関係の最重要課題であった。それにはと

もかくも、「半開」たる現状を欧米と対等の「文明国」として認められるところまで引き上げることが不可欠だと考えられた。そこで維新政府は、祭政一致の支配体制を創出することにより、祭祀王かつ「現人神」たる天皇のもとに広範な国民の服属・恭順を調達して、西欧を範型とする近代国家形成―すなわち富国強兵と国家独立―を早急に実現しようしたのである。そうした神道強制とそれによる他宗排除により始まった「復古」政策は、一八七〇（明治三）年の国学者や神道家などによる「宣布大教詔」の宣教から、一八七二（明治五）年の教部省設立と仏教勢力を抱き込んだ「教則三条」の教導によって推進されることになった。やがて一八八二（明治一五）年の神官による教導職兼補廃止・葬儀関与禁止、さらに一八八四（明治一七）年の神仏教導職廃止によって、神道国教化政策は大きな転機を迎える。これ以降、露骨な神道国教主義から表面的には一転して「神道非宗教」論

を根拠に国家神道が成立し、神道は国民のあらゆる領域へ浸透していったのである。かくして、「復古」政策は後景化した。が、やがて一八八〇年代に入ると、「開化」政策は、鹿鳴館に象徴される露骨な欧化主義として現出することになる。そして、一八八九（明治二二）年に大日本帝国憲法が、一八九〇（明治二三）年に教育勅語が出されることになるが、こうした天皇制国家支配の制度的側面が着々と整備されていく状況下で、真宗を担おうとする一青年僧侶が本山の執行長大洲鉄然宛てに書簡をものした。すなわち、ここに紹介する蘭田宗恵「大洲鉄然宛書簡」である。

本史料は、当時東京で第一高等中学校に在籍していた蘭田宗恵の自筆の書簡である。日付は、本文中・封筒裏の「山城京都・廿二年五月二十八日・ロ便」及び、封筒表の「武蔵東京本郷・明治廿二年五月二十六日・ル便」とスタンプが押印されているところから、記載通りで間違いないだろう。書簡の差出人である蘭田宗恵とは浄土真宗本願寺派の僧侶、開教使であり、明治・大正期の仏教学者としても著名な人物である。とはいえ、一般的にはあまり知られていないと思われるので、以下に最低限の紹介だけはおこう。なお、蘭田の略歴等については、「蘭田宗恵略年譜及び著作目録」（蘭田香勲編『蘭田宗恵 米国開教日誌』法蔵館、一九七四年）を参照されたい。本稿もそれに拠った。

一 蘭田宗恵略歴

蘭田は一八六三（文久三）年に和泉教円寺の浅井宗泰の長男として生まれた。徳富蘇峰や大谷派の清沢満之とちょうど同年の誕生となる。彼が蘭田姓となるのは、一八八七（明治二〇）年に和歌山妙慶寺の蘭田香潤の養子となつてからである。一八七八（明治一一）年に得度し、同年堺の真宗小教校に入り、一八八〇（明治一三）年には本願寺大教校兼学部に進学した。その後、本願寺より東京留学を命じられて一八八四（明治一七）年に東京大学予備門（一八八六年に高等中学と改称）に入学。ここでは四歳年少の夏目漱石や正岡子規のほか、南方熊楠や秋山真之などと同期である。また、一八八六（明治一九）年には本願寺より教師資格を得ている。一八八九（明治二二）年に東京帝国大学の哲学科へ進み、卒業後は本願寺の文学寮教授に就任し、一八九七（明治三〇）年には寮長となった。一八九九（明治三二）年にはアメリカ開教使（初代）として渡米し、在留邦人・外国人に布教したが、これは仏教各派による北米開教の嚆矢である。一九〇〇（明治三三）年には宗教・社会問題調査のため渡欧し、一九〇二（明治三五）年には大谷光瑞に従ってインド仏跡の調査にも参加した。一九〇五（明治三八）年には仏教大学（現龍谷大学）の学長に就任し（一九一二年、一九一五～一九二二年）、一九一一（明治四四）

年には勸学となっている。なお、仏教大学長を辞してからすぐの一九三二（大正二一）年に六〇歳で没した。

二 史料 「大洲鉄然宛書簡」

平素者学科多忙之為、兎角御無沙汰御海恕可被下候、不順之時候、法体御壯健奉賀候、陳者不肖当地留学被申付候、已後、日夜勉強仕、後來我教育家之運動ニ資スヘキ學識貯蓄仕居候ト同時ニ、他日有為ノ人物トナルヘキ見込有之候者ト深く相結ヒ、時々我妙法ノ精神ヲ吹込ミ、我教育家ノ爪牙ト相ナシ度キ候心算ニテ、時機ノ熟スルヲ相待居候処、当今ニテハ不肖ノ地歩モ幾分力相定リ、多少ノ信用ヲ得候域ニ達シ、又一方ニテハ世上一般宗教心ノ發達モ相見エ候ニ付、好機會失フヘカラスト相考、高等中学々生ヲ感化シテ、仏教徒ト為サントスル實地運動ニ着手センカ為メ、最モ親密ナル学友ト相謀リ、一仏教会ヲ起シ、当年一月ヲ以テ高等中学大教場ヲ借受、**本演説**、島地翁ヲ請シ、演説会ヲ公開致候処、意外ノ好結果ニ付、已後例月開会ノ事ト定メ、二月赤松連城師之上京ヲ幸ニシ、同師ヲ請シテ講講師トシ、繼テ大内青巒氏ヲ請シ、着々進歩之緒ニ就キ候、併シ聴衆ノ多ク集ルノミハ仏法興隆ノ処詮ニ非スト存、今月ヨリ純全タル結合体ヲ形クリ、規則ヲ定メ、会名ヲ徳風会ト称シ、公開演説ノ外更ニ會員ノ為メ、特別ニ講義会ヲ開キ、仏教精神ノ熱血ヲ此等會員ノ人々ノ頭中ニ注射スル事ニ致シ、

最早実行致候、小生ノ考案ハ、一方ニテハ公開演説ニテ
機根ヲ熱セシメ、他ノ一方ニテハ機根ノ熟シタル入会者
ノ心ヲ収攬シ、之ヲ感化セントスルニ在リ、現今ニテハ
會員百二十名モ有之候、是皆純然タル仏教賛成者ニ御座
候、併シ悲哉、彼等ハ仏教賛成者ニシテ、未タ仏教徒ニ
非ス、即チ仏教研窮ノ途ニ上ル者ニシテ、仏教ヲ信シタ
ル者ニ非ス、況ヤ此賛成者ヲ化シテハ、重ニ仏教賛成ト
云ハンヨリハ、寧ロ小生ノ熱心ニ対シ、同感ヲ表スル迄
ニ候、此賛成者ヲ化シテ、純然タル信仏徒タラシムルト
否トハ、講師其人ヲ得ルト否トニ在リ、故ニ適当ノ講師
ヲ得ルハ、至極今日ノ急務ニ御座候へ共、一向ニ其人無
之候ニ付、差当リ哲学館講師村上專精氏（真宗東派ノ僧）
ヲ請シテ講師ト致候、小生ノ素志ハ、高等中学々生者後
来大学ニ入り、一箇ノ専門学ヲ修メ、他日社会ニ出テ重
要ナル地位ヲ占ムル者故、此等ヲ感化スルハ、大ニ学園
世界ニ影響シ、地方中学ニセヨ師範校ニセヨ、大ニ■
■仏教ニ傾カシムベキ機運ヲ起シ得ルノ日モ生スベケレ
ハ、高等中学生ヲ尽ク仏教信者ト為シ能ハストモ、セメ
テハ彼等ヲ仏教賛成者ニナリトモ致シ度考ニ候、左レハ
講師ハ適任ノ人ニシアレバ、何宗派ノ人ニテモ宜敷次第
ナレト、折角本派ノ不肖共カ尽力シ乍ラ、他宗後來ノ好
結果ハ挙テ他宗派ノ手柄ト相成候テハ、誠ニ残念ニ付、
此機会ヲ失ハサル中、可成適當ナル人物当地へ御派遣之
上、滞在致ス様御取計被成下度候、勿論此講義ノ為ニノ
ニ態々来京スト云へハ、大層ノ様ニ相聞エ候へ共、築地

婦人会トカ橋町説教場トカ白蓮会トカニモ入要ニ候へ者、此等ノ数ヶ所兼勤ニテ、一人位ハ滞在御申付相成候テモ、充分ノ結果ヲ得ヘクヤト相考候、其講師ノ資格者、徳行家ニテ仏学モアリ、且ツ之ヲ活用スル事ヲ知ルヲ要スレハ、齋藤聞精氏コソ至極適任ト存候、併同氏ハ学林ニ必用之人故、恐クハ他出者六ヶ敷方ト存候、止ム事ナクハ一二三尽演ニテモ宜敷候

私共此仏教会ヲ起シ青年ヲ誘引セントスル企者、数年前之ヲ蓄エ且其實行モ「オルコツト」渡来前ニテ、世間ノ風潮ニ誘ハレタル者ニハ無之候へ共、近来「オルコツト」渡来後、風潮ニ制セラレ、若クハ小生等ノ得タル好結果ヲ見テ、之ヲ模倣セントテ会ヲ起シタル者極メテ多ク、今之ヲ挙シニ仏教青年会ハ大同団■ト関係アル様子ニテ、仏教青年協会ハ元普通教校生徒ノ起シタル者ニテ、興教青年会ハ北畠派ノ起シタル者ニ候、而シテ明教新誌ニハ仏教青年会ハ大学学生及高等中学々生ヨリ成ルト記載致居候へ共、大学生トテハ一人モ加入無之、又高等中学学生ニシテ志アル者ハ、皆我徳風会ニ入り候へ者、仏教青年会へ加入致候者ハ僅カ二三ニ御座候、勿論何レモ仏教主義青年会ノ事ナレハ、相応援スル筈ニ御座候、私モ当六月限ニテ高等中学ヲ卒業致大学ヘ引移リ候へ者、私ト同様相携ヘテ大学ヘ入ル者ノ中、四十名ハ我徳風会員ニ御座候へ者、此等ノ四十人ノ学生ハ仏教主義ヲ携エテ大学ヘ入ル事故、六月後ハ、徳風会ハ大学・高等中学ニ跨レル屈竟ノ仏教青年会ト相成、後來大ニ望ヲ属スヘ

キ者ト相成候、此事ニ関シ熱心ニ尽力致シ呉候友人者皆俗人ニテ、唯一人ノ僧侶アリ、是レ龍口了信ト申ス者ニテ、広島産ニテ本派ノ者ニ候、必竟此等ノ事ハ此等ノ諸子カ小生ノ熱心ニ同感ヲ表シ呉レ候結果トハ云へ、是偏ニ触光柔懐ノ願益ノ然ラ令ル処ト感泣スルノ外無之候、多忙中ニ付前後不備、何分ノ貴酬奉待候

五月廿六日

蘭田宗恵

大洲鉄然師

獅坐下

今日ノ結果ヲ見ルニ至リタル迄ハ、其経営ノ際、幾多ノ困難有之候義者御賢察可被下候

(封筒表書)

「京都西六条本願寺

(消印) (切手)

大洲鉄然殿

親展

(封筒裏書)

「東京本郷森川町一番地

糊 津田藤三郎方

(消印)

五月廿六日 蘭田宗恵

三 史料の内容と時代背景について

史料の要は、東京留学中の蘭田が「見込」のある人物を「我教家」の「爪牙」とする目的のもと、第一高等

中学校を中心に展開した運動の一端を紹介し、それをより本格化するために「適当ノ講師」の派遣を大洲鉄然に要求する、というものである。人物名としては、島地翁（島地黙雷）、赤松連城、大内青巒、村上専精、齋藤聞精、一二三尽演、オルコット、北畠派（北畠道龍）が、組織名としては徳風会、築地婦人会、白蓮会、仏教青年会、大同団（尊皇奉仏大同団）、仏教青年協会、興教青年会がそれぞれ登場しており、藪田の活発な活動ぶりや当時の仏教界の人間関係が浮かび上がってくるようである。藪田の活動は、組織の性格や活動の内容からして「明治二〇年代に始まる」仏教青年会運動のひとつであるといえよう（仏教青年会については、龍溪章雄「明治期の仏教青年会運動（上）」大日本仏教青年会を中心として——『真宗学』第七五・七六合併号、真宗学会、一九八七年）。以下、史料の内容を当該の思想的文脈のなかに置きなおして、いくつかの論すべき問題を提出しておきたい。

藪田は先の目的のもと、一八八九（明治二二）年一月に第一高等中学校で島地黙雷を迎えて演説会を行い、それに手応えを得て、それ以降は月一度公開演説会を開き、赤松連城、大内青巒を講師として迎えたという。そして徳風会なる組織を結成したところ、すでに会員数は一二〇名に及ぶと報告している。ちょうど徳風会の結成の時期は大日本帝国憲法発布に重なっている。中江兆民は憲法が果たして「玉耶將た瓦耶」を知らぬまま、「其名に

酔ふ、我國民の愚」を指摘したが、そうした状況を前にして、藪田及び会にどのような憲法理解が存したのかは興味深い問題である。史料にはそれを知らせる内容が述べられていないため、それは今後の研究の進展を俟たねばならない。だがこの際、注目しておくべきは、藪田が会員は未だ「純然タル仏教賛成者」であって「仏教徒」とは異なること、そして前者を後者へと進ませねばならないと主張していることである。両者の相違は「仏教研窮」途上と「信シタル者」と説明されているように、つまりは信仰の有無に帰着すると考えられていた。さらに藪田自身の見通しによれば、前者は藪田の「熱心」に対する共感にすぎないのであって、「信仏徒」へと進ませるためには「適当ノ講師」を得る必要があるという。

福澤諭吉『會議弁』や三田演説会（一八七四年）などを契機に始まる「演説」は、自由民権運動の高まりのなかで定着していったものである。また、一八七〇（明治三）年に日本最初の日刊紙である『横浜毎日新聞』が発刊され、続いて一八七二年に『東京日日新聞』『郵便報知新聞』『公文通誌』（後『朝野新聞』と改題）が発刊されて本格的に明治期の新聞は出発するが、演説会はこうした新聞と並ぶ新たなメディアであったといえよう（山室信一「近代国民国家形成とメディア」、松本三之介・山室信一校注『言論とメディア』日本近代思想大系11、岩波書店、一九九〇年）。仏教における説教の伝統をここで度外視しているわけではないが、藪田が「演説」

と表現している点に注目しておきたい。藺田は言論を通じて会とそこに集う「仏教賛成者」を鍛えあげていこうとしたのである。ただし、こうした会の結成及び演説会が現実の状況のなかでどこまで自己の信仰に基づく新たな共同体の営為として、つまりは仏教に基礎づけられ「法律ノ範圍」を超えた本来的な言論・集会・結社の自由を要求せざるをえないものとして把握されるか否かは、いうまでもなく彼らの志向した「仏教徒」の内実にかかっているといえよう。

形式的なそれから如何にして実質的な「仏教徒」へ多くの会員を導いていけばよいのか。特定の目的のもとでの書簡という史料の性格上、藺田のいう「仏教徒」や「信仏徒」がどのような人間の在り方を示していたのか、という本質的な問題は何らあきらかでない。「徳行家」「仏学」というキーワード、あるいは演説会に招いた講師や藺田が「至極適任」と見込んだ齋藤聞精などの人物像から、大きな傾向を把握することは可能かもしれないが、詳細は今後の研究の進展を俟たねばならないだろう。また、「適当ノ講師」を得ることのほか、藺田がどのような手立てを考案していたのかについても定かでない。ともかく、藺田は第一高等中学校に集まる知的エリートを仏教に感化していくことが、結果的に教勢を「学問世界」や「地方」へ拡大していく方途であったと考えていたようである。周知のように、森有礼によって構想された一八八六（明治一九）年の中学校令は、帝国大学令を

含む諸学校令の一環であった。中学校は各府県の尋常中学校と全国に五校設置された高等中学校とに分けられていて、高等中学校は帝国大学への予備教育機関であり、高等中学を卒業しなければ帝国大学へ入学する資格がなかったことから知られるように、第一高等中学校に期待される役割は尋常中学校のそれとは大きく異なっていた。第一高等中学校はいわば帝国を指揮する人間の養成機関だったのである。藺田の構想は、そうした眼前のエリートたちを介して仏教の影響力を発揮することであったといえよう。

また、仏教青年会の活動が徳風会の専売ではなく、多くの組織の競合状態のなかで本願寺派の教勢をどのようにして拡大すればよいのかを思案する藺田の態度には、すでに彼に存した宗派を背負う者としての自覚を窺わせる。教団のありように対する何らかの不満なくして、こうした改革運動は起こりえないが、教団内部の指導的立場にある僧侶の派遣を要請することから、やはり徳風会は教団内の運動であったといえよう。このように、教団と「絶縁」せず、既成の仏教勢力内部の一改革勢力として活動を展開したことは、彼ら仏教青年会運動の性格を大きく規定した要因として考えねばならないだろう。藺田はそうした教団内の存在の仏教青年会を率いながらも、他の仏教青年会と協力関係を構築し、通仏教的性格の運動を維持しようと考えていたようである。こうした仏教、特に真宗を紐帯とした自発的結社によって真

宗の拡大・浸透を企図した藺田の構想は、それを実現すればするだけその先に当該の政治状況とどのような関係性を構築するかという問題を不可避とするだろう。何故なら、大日本帝国憲法下の「信教自由」が、天皇制国家の宗教的基盤とは異質な宗教勢力を許容するようなものではなかったからである。とするなら、通仏教的性格が仏教徒の連帯を、また真宗信仰が運動の独自性をそれぞれどこまで約束するものとして理解されていたのかは興味深い問題である。換言すれば、彼らが現実の「恩賜的」な「自由」を「恢復的」なそれへ転じたのかどうかという問題である。

同時期に展開されたキリスト教青年会との関係を考えてみれば、藺田は自らの仏教青年会の活動の成果とその先駆性を誇示し、他の仏教青年会が徳風会の「模倣」にすぎないことを強調しているが、いうまでもなく仏教青年会は、広い意味でキリスト教青年会 (YMCA) の「模倣」であった。たとえば、『六合雑誌』を発行することになる東京基督教青年会は一八八〇 (明治一三) 年五月に結成されている。また、キリスト教青年会は東京以外でも設立され、一八八七 (明治二〇) 年には各地の青年会の連合組織として日本基督教青年会が成立しているし、一八八九 (明治二二) 年には同志社を会場にして夏期学校が開催されている。そもそも「青年」という言葉それ自体もキリスト者小崎弘道による造語である。おそらく、仏教青年会の連盟として成立した大日本仏教青年

会 (一八九二年) や関西仏教青年会による夏期講習会 (一八九二年) などはこうしたキリスト教の動向に触発されてのものだったと思われる (関西仏教青年会の夏期講習会については、藺田香融「初期の仏教青年会」『顕真学苑論集』第五一号、顕真学会、一九六〇年)。おそらくそれは、欧化政策の下で活性化するキリスト教に対する危機感とも無関係ではない。近代の仏教の動向の大勢は、天皇制国家に対する自己の有用性の主張を軸にして進められ、その具体的活動は慈善にしても、女子教育にしてもキリスト教のそれに刺激されてのものであったが、仏教青年会もその例外ではなかったといえよう。関連する問題だが、「仏教夏期講習会略歴」(関西仏教青年会編『第十回夏季講習会 仏教講話集』一九〇一年)によると、大日本仏教青年会の結成にあたっては、徳風会がその母胎として中心的役割を果たした。そして、「その「護法」意識は当時の仏教者に共通する「護国」意識と一体のもの (「護法愛国」としてあった」(龍溪前掲論文)と指摘されているように、大日本仏教青年会は「天皇制国家の支配原理」を突き破るだけの立場を構築しえなかったようである。そうした指摘を踏まえるとき、徳風会の性格もこれから大きく逸脱するとは考え難い。だが、仏教青年会運動の通仏教的性格が「護国」を軸としたものにすぎないのかどうかは、史料が整った段階で改めて考えねばならない問題であろう。

ところで、明治二〇年代に成立する仏教青年会と明治

一〇年代に成立したキリスト教青年会とは、成立時の時代背景が大きく相違している。自由民権運動の熱狂が一八八一（明治一四）年を頂点として急速に衰退していったことで、明治二〇年代は、政治が日常的生活の次元で捉えなおされる段階にあった。

明治二〇年代を牽引した思想の代表格といえは徳富蘇峰の民友社と三宅雪嶺、志賀重昂、陸羯南らの政教社である。すでに藺田と同年代の「青年」たちが新たな世代のリーダーとして登場していることからしても、青年会の思想的未熟さを指摘することは正しくないだろう。蘇峰は武備主義・貴族主義・腕力主義と生産主義・平民主義・平和主義を二律背反の択一的な社会類型として対置し、世界の大勢の必然として後者が結果されることを説いた。その際、蘇峰が「天保の老人」の時代の終わりを宣告して世代交代の必要を説き、「新日本之青年」の時代の到来を主張したように、「将来の日本」は「青年」に託されたわけである。このように、蘇峰が従来型の欧化主義が西欧近代の表層的受容で「貴族」的性格にとどまることを指摘し、それに西欧近代の精神的基盤の受容と「平民」的性格に基づく新たな欧化主義を対置した一方で、雪嶺らの政教社はそうした欧化主義全体に対して「国粹保存主義」を主張した。そこには、不平等条約改正のため、鹿鳴館に象徴される欧化政策を推進しようとする政府への警告という意味合いが込められていたといえよう。すなわち政教社は、日本民族の独自性を保存し

た上での進歩や改良を志向する立場から、西欧近代を範型とした単純な欧化を批判したのであった。彼らには単なる国家主義に回収されない「真善美」といった価値への注意さえ存したが、天皇制国家をより強固に再編成しようという意味では現実状況を突き破る原理的立場を構築しえたわけではなかった。このように、欧化を「平民主義」に立ってより徹底化しようとする民友社と、まず日本人の民族的自覚を確かなものにしたうえで世界と向き合おうとする政教社の方向性は、それぞれが維新以降の日本の「近代」化についての反省を求めるところで共通性を持っていた。その意味で、「平民主義」や「国粹主義」、あるいは「国民主義」として主張された彼らの立場は、欧米列強へと対峙しうる近代国家の形成を単純な「開化」によって推進しようとしてきた維新政府の在り方に対する異議申し立てであったといえよう。この政教社には演説会に講師として迎えられた島地黙雷のほか、井上円了も参加しているが、彼らは国粹主義に、あるいは「日本人」の民族的自覚に仏教の果たし得る可能性をみたのであった。

こうした状況のなかで見落とせない一つの問題は、維新政府の「復古」的側面とそれを支えた宗教性への注意が、彼らにおいて等しく欠落したことである。確かに彼らは露骨な「復古」は容認しえなかったが、たとえば陸羯南が「万世一系」の天皇の重要性を強調したり、伊勢神宮などの神社崇拝を奨励していることからあきらか

なように、「復古」性は原理的に否認されていたわけではなかった。「護国愛理」を説く井上円了はともかく、島地黙雷の「信教自由」獲得をめぐって天皇制国家に抵抗しながらも、「真俗二諦」によってみずから支配体制に編入したこと、及び神道の宗教的価値を否認しながらも、「神道非宗教」論によったことで国体神話との緊張関係を喪失した立場とその問題性とは、ここに胚胎しているのである。

維新政府が「現人神」天皇を中核とする祭政一致の支配体制を創出し、「神道非宗教」論に基づく実質的な神道国教化を達成したことは、近代日本の状況全体に関連する問題である。たとえば、藁田の活動の舞台となった第一高等中学校で、一八九一（明治二四）年に内村鑑三不敬事件が起こり、国家を超えた価値への自覚をもたらすキリスト教が井上哲次郎の標的となって天皇制国家支配への非適合性の烙印を押されることになるが、その背景には単なる教育勅語の有無に帰せられない次元の問題が伏在している。同時期に久米邦武筆禍事件が起こっていることを考慮に入れるとあきらかだが、すなわちそれはみずからの宗教的基盤とは異質な宗教性を容認しえない天皇制国家のありようの問題である。そして、前景化した宗教弾圧の背後では、国民道徳と原理的に矛盾しないあらゆる宗教が天皇制国家の宗教的基盤に、したがって支配―被支配の関係のなかへ編成されていた。すでに多くの研究によってあきらかにされているように、天

皇制国家の内面収奪の結果、編成を繰り返しながら盤石なものへと整えられていったその宗教的基盤は、神道に典型的な民族宗教性であろう。とするなら、収奪された普遍的価値の回復は、新たな生き方をともなう人間の成立とその連帯をもたらし、時代状況総体との緊張関係を構築するはずである。そのような人間の成立とその連帯をもたらすものが仏教だということに、仏教青年たちは気づくことが出来たのであろうか。結論を急がず、今後の研究の進展を俟って入念に検討したい。

おわりに

この一青年僧侶の訴えに対して、本山執行長の大洲鉄然がどのように応答したのかは定かでない。だが少なくとも、天皇制国家への自発的奉仕の一点に照準を合わせた教団のありようは、仏教青年たちを満足させるだけの独自性を発揮するものではなかった。このことは、既成教団を「旧仏教」と断じて「絶縁」を宣言し、「健全なる信仰」によって「社会の根本的改善」を志向した新仏教運動や、天皇制国家への従属よりも「煩悶憂苦」を解決する「完全なる立脚地」を「絶対無限者」によって確立しようとした「精神主義」運動へと青年たちを向かわせる因子ともなったのである。やがて水平運動や新興仏教青年同盟へと結実していく近代の仏教青年たちの運動は、果たしてどのような仏教理解に支えられることにな

ったのであろうか。仏教青年によって現在の我々に残された課題は多く、そして重い。我々はこれらの運動の踏まえた仏教理解、及びそれが歴史状況のなかで果たした役割を検証し、その営為のなかで仏教の本来性を確認することで、彼らの真剣な訴えに応答しなければならない。

〈付記〉本稿作成にあたっては、藺田香融先生より貴重な御意見をいただきました。藺田先生はまた、藺田宗恵及び関西仏教青年会の夏期講習会に関わる史料数点を筆者に御恵送下さいました。記して感謝申しあげます。

(本願寺史料研究所研究助手)

※ ※ ※ ※ ※ ※

【少し宣伝】

以前から課題であったのですが、諸般の事情で実現していなかった本願寺史料研究所のホームページが、ようやく開設できました。

「本願寺史料研究所ホームページ」で検索していただくとヒットするはずです。また本願寺のホームページの「関連施設・団体のご紹介」の中の「宗務所各部運用サイト」からも入れます。

内容的には、「まだまだ」の段階ですが、今後、徐々に充実できればと考えています。目指す方向は、デジタル史料展示の充実、と書くのは簡単なのですが・・・、努力目標です。

近現代における本願寺寺務簿冊

「府下宇治郡山科村大字上山山

字旭山火葬場、外一」について(上)

左右田 昌幸

はじめに

もう出会いはないだろうと思っていた。しかし全く偶然に、本願寺史料研究所が保管している近現代における本願寺の寺務簿冊群の中で、表題に掲げた「府下宇治郡山科村大字上山山字旭山火葬場、外一」と表記された簿冊に遭遇することができた。

花山火葬場の史料については、以前に本誌上で変則的な連載方法で紹介することができた(前稿¹⁾と略す。それらの史料群が花山火葬場創設期のものであったのに対して、今回の寺務簿冊「府下宇治郡山科村大字上山山字旭山火葬場、外一」に綴じられているのは、明治三十六年信義会への管理一括委託、大正八年から大正十二年にかけての火葬場改築を経て昭和六年の京都市への売却、さらに新築された本願寺専用爐の維持管理が昭和十六年に京都市に引き継がれるに至る過程で作成された寺務文書群である。前稿では、史料内容の解説・解題に代えて、花山火葬場の創設から京都市への売却までの過程を、筆者が調べ得た範囲で簡略にトレースしておいた。その時、

不明であった幾つかの点が、今回の簿冊の内容によってかなり明らかとなる。

本願寺史料研究所では現在、『本願寺史(本文全三巻)』(年表・索引が各一巻)の改訂版作成を進めている。現行の『本願寺史』が昭和八年四月の勝如宗主の伝燈奉告法要で記述を終えているのに対して、改訂版では昭和五十五年十月の即如門主の伝燈奉告法要まで記述をのびす。その時、記述の基本的な史料の一つになるのは、近現代の寺務簿冊であることは間違いない。そのため本願寺史料研究所では、本願寺のお蔵より五十六箱程(簡略な目録は作成済み)の近現代寺務簿冊の移管を請けた。ただし、誤解を避けるために一言するが、これが本願寺の近現代寺務簿冊の全てではない。移管できたのは一部である。すでに失われた近現代の寺務簿冊も多い。筆者が直接、見知っている範囲では、現在の宗務庁舎が昭和六十年十月に竣工し、旧宗務所(通称、グリーンハウス。現在は龍谷大学瀬田学舎の樹心館)から宗務機能が移された際に、大量の寺務簿冊が失われた。筆者は、大宮通り側のお蔵の前に廃棄ゴミとして積み上げられて雨ざらしになった近現代の寺務簿冊や、事務用品などが運び出された解体移築直前のグリーンハウス内に散乱した寺務簿冊を目にしている。

本題に戻ろう。移管された寺務簿冊の物理的な状態は、使用されている西洋紙の酸化が進行し、近世の古文書より状態が悪いものや、ある意味で「当然」の結果なのだ

が、歴史史料としての保管方法が不適切であるため、「グチャグチャ」「バラバラ」の状態になっているものも存在する。

そのような現状の中で、今後、絶対に必要となる近現代寺務簿冊の発掘・整理・保存、そして歴史史料化を念頭に置きつつ、表題に掲げた近現代寺務簿冊を、本願寺の近現代史の歴史史料として紹介したい。『本願寺史』改訂の一助となれば幸いである。なお掲載は二回に分け、今回が内容目録と史料解題、次回が寺務文書の内容に関する解題と注目される文書の翻刻とする。

史料解題

この寺務簿冊には、白地の西洋紙の厚紙で表紙(裏表紙は付されず)が付され、表紙には以下の記述がある。簿冊の大きさは、表紙で採寸すると縦で二八・五センチ、横二十センチ、厚さで約八センチである。

(表紙)

「府下宇治郡山科村

大字上花山字旭山

火葬場

外一」

前記したように、簿冊そのものが歴史史料としての保存状態が悪く(青焼図面を入れた茶封筒の酸化がかなり進行しているが、表面上では立案用紙に酸化は見られない)、最後尾部分に綴られた数点の寺務文書は非常に皺

がよつてしまっている。しかし寺務文書が脱落した痕跡はないので簿冊として完結していると思われる。

だが表紙の記述で最後に記される「外一」の意味がよく分からない。偶然である可能性もあるが、この寺務簿冊が保管されていた場所のすぐ近くに、昭和六年花山火葬場が京都市に有償譲渡されるときに執行長長尾雲龍が所持していた、長尾個人の寺務簿冊（厚紙の表紙はなし）

以下に記す仕様書の表紙に「長尾」の印鑑が捺されている。参考 1 として目録を後掲）がある。その簿冊は、「京都（東西）本願寺専用爐特許日新式火葬装置仕様書」と火葬爐青焼図面の九点（茶封筒に一括）を合綴したものである。この簿冊が「外一」であるとする、次のような状況が想像される。京都市への譲渡が完了し、本願寺特別火葬爐も最終的に京都市の管理となった時に、花山火葬場関係の立案書類は、本願寺財務部の宗務員によって「府下宇治郡山科村大字上花山字旭山火葬場」と墨書された白色厚紙の表紙を付して一括される。その時に長尾個人の寺務簿冊も一体の簿冊として認識されたことが、「外一」という表記になったことであろうか。

もつとももう一点、「外一」に該当する可能性のある書類がある。元の所在場所是不明だが、移管された寺務簿冊の中に、青焼図面六点と「京都市花山火葬場特別焼屍室増築工事」と表記された工事明細書が「花山火葬場図面」（昭和七年八月）と表書された茶封筒に入れられているものがある。今となつては、このいずれかが「外

一」に該当するのか、両者とも該当せずまだ他に関係の寺務簿冊が存在していたのか、筆者には決定できない。

ともあれ合綴された個々の寺務文書をながめてみると、若干偏りがあるというか、合綴のされ方が「まだら」になっているという印象を持つ。明治三十六年の信義会への業務一括移管、大正八年以降の火葬場改築の動向、昭和六年の京都市への有償譲渡・全面改築、それ以降の時期における信義会による専用爐の管理が中心で、年々日々のルーティン的な業務報告のような寺務文書が少なく感じる。立案は財務部立案が大半と思われるが、日々の業務で蓄積される寺務文書を積み上げて一括して合綴したというより、前記したように専用爐の管理も京都市に委譲されて以降に、簿冊として合綴されるときに、選択的な意志が働いたか、あるいは寺務文書の保管状況が悪く、その時に手元にあつて簡単に纏められる寺務文書をとにかく合綴したということもありえると想像している。

本稿の目的の一つに、近現代の寺務簿冊を本願寺史の歴史史料とする点にあることは前記した通りである。では、簿冊を目録化し、歴史史料として利用可能な状態を生み出そうとするとき、どの程度の内容情報を盛り込めばいいのか、筆者の現状は手探り状態というのが正直な感想である。そのような模索状態の中で、試みに作成したのが後掲の「寺務文書内容目録」である。簿冊に合綴された個々の寺務文書の内容を目録上に簡略ながらも示

そうと試みたものである。

では、どの程度の内容を目録上に示したのか。目録番号 3 の「花山火葬場管理移管之件立案」を例にとつてみると、以下のような五紙の寺務文書（すべて朱色罫線を印刷した罫紙）で構成されている。

一紙目は、立案様式の部分が印刷された立案用紙を使用した花山火葬場管理移管之件立案。目録では、この立案名で内容を代表させて表題とした。

二紙目が、本山から信義会へ宛てられた、覚書履行申入書案。

三紙目が、目録上で添付資料（二）の花山火葬場管理ニ関スル覚書案（明治三十六年六月）

四紙目が、信義会から本山への覚書請書案。

五紙目が、目録上で添付資料（二）の明治三十四年度花山火葬場収支決算額写。

この内、一紙・二紙・四紙目が裏白の一紙で、三紙・五紙は同じ朱色の罫線の罫紙でも中央下部に「本願寺」の文字が印刷された罫紙で袋綴となっている。また、一紙目の立案様式の部分には、立案番号として「第発一八五号」「明治卅六年六月廿七日立案」とあるほかに、「主任」欄に「菅田」の朱印、「注記」欄に「佐々木」の朱印、「執行」欄に「藤井」の朱印があり、「執行」「執行長」欄の上部に決済印である「決」の朱印が捺されている。印刷された欄は、このほかに「明治卅年 月 日」「決済」「明治卅年 月 日」「部長」「合議」がある。

るが、いずれも墨書や捺印はなされていない（なお、これらの各欄のうち、ゴシック強調文字で示した漢字は立案用紙として印刷された文字である）。

前掲した目録では、二紙目と三紙目・四紙目を一体の文書とし、しかも内容上の判断で、三紙の中で「覚書」が最も重要と考え、目録には立案への添付史料（一）として掲示した（他の立案も同様の発想・判断に基づいて目録化した）。目録上で添付資料（二）とした「明治三十四年度花山火葬場収支決算額写」も、基本的には二紙目以下と一体の寺務文書であるからこそ、ここに合綴されているのだが、内容的により「独立性」が高いと判断し、目録上に添付資料（二）として掲示した。

立案日や立案者、決済日に決済ルートなども、近現代史では重要な研究情報であることはいままでもない。とすればどの程度、簿冊の内容目録に反映させればいいのか、作業量が大幅に変わってくるだけに判断に悩んでいるのが、筆者の現状である。もともとこの悩みは、各簿冊自体一冊ずつの目録が出来てからのことであって、先走りした悩みであることは十分に承知している。しかも簿冊目録の作成すら手が回らない状況を考えれば、まずは簿冊目録の作成を最優先課題とすべきであって、各簿冊の内容目録は、本稿のような史料紹介の時に当該の簿冊について作成すればいいとも考えるのだが、内容目録があれば研究利用上の便は単純な簿冊目録とは比較にならないであろう。

以下、内容目録を提示する。この内、強調文字で示し、●を附した文書については本稿の(下)で翻刻する予定である。

注(1) 筆者による連載は、以下の通りである。二九号「花山火葬場について(一)」(二〇〇六年七月)、三〇号「花山火葬場について(一) 承前」(二〇〇六年八月)、三〇号「花山火葬場について(二)」(同前)、三二号「花山火葬場について(二) 承前結」(二〇〇六年十一月)、三三号「花山火葬場について(増補)」(二〇〇七年九月)。

内容目録

1) 旭山土地所有権保存登記申請書

大正八年十月十四日・二枚

2) 旭山山林反別書上

明治三十四年四月・二枚

添付資料

一) 山林指図

3) 花山火葬場管理移管の件立案

明治三十六年六月二十七日・五枚

添付資料

一) 花山火葬場管理ニ関スル覚書案(明治三十六年六月)

二) 明治三十四年度花山火葬場収支決算額写

4) 花山火葬場付属物取調上申書

明治三十六年六月二日・五枚

添付資料

一) 花山火葬場付属物品取調表

5) 火葬場管理一任・管理者選定につき内局達写

明治三十六年五月八日・一枚

6) 管理者人名当選者報告

明治三十六年五月十二日・一枚

7) 花山火葬場管理取扱規則伺出の件立案

明治三十六年七月二十九日・一枚

8) 花山火葬場事業一任認可願

明治三十六年六月二十九日・六枚

添付資料

一) 花山火葬場管理取扱規則(明治三十六年七月二十九日)

9) 花山火葬場管理一任請書

明治三十六年六月三十日・二枚

添付資料

一) 花山火葬場管理ニ関スル覚書

10) 火葬場用水道敷地借用出願につき立案

大正七年八月九日・四枚

添付資料

一) 継続貸付願(大正七年三月二十五日)

11) 花山火葬場改築修繕等調査につき届出立案

大正七年八月二十八日・五枚

添付資料

一) 火葬場調査依頼書(大正七年八月六日) ●

二) 信義会届書(大正七年八月二十五日)

三) 改築修繕費等取調書(明治三十六年・大正七年) ●

12) 花山火葬場通路敷地継続借用出願につき立案

大正七年十月十八日・七枚

添付資料

一) 国有林貸付請願書(大正七年十月一日)

二) 継続貸付願(大正七年三月二十五日)

三) 通路敷指図

四) 官有地貸付願(大正七年三月二十五日)

五) 貸付出願者名義変更届(大正七年十月)

13) 花山火葬場通路・用水敷貸付願書・請書に住職印鑑頂戴につき立案

き立案

大正七年十二月三日・七枚

添付資料

- (一) 国有林貸付願 (大正七年十一月二十五日)
- (二) 大阪大林区署教二〇九二号 (大正七年十一月二十二日)
- (三) 貸付請書 (大正七年十一月十一日)
- (四) 官有地使用願 (大正七年)
- (五) 通路敷指図

14) 請書提出伺書立案

大正七年十二月十四日・三枚

添付資料

- (一) 阿弥陀ヶ峯国有林使用承認 (大正七年十二月)
- (二) 使用承認請書 (大正七年)

15) 花山火葬場用水敷引渡請書提出伺書立案

大正七年十二月二十七日・三枚

添付資料

- (一) 実地出張関係者立会引渡請書 (大正七年十二月二十六日)
- (二) 国有林請書 (大正七年十月二十四日)

16) 火葬場臭気問題報告書

大正八年二月八日・二枚

17) 京都府警察部花山火葬場経営方協議依頼書

大正八年二月四日・一枚

18) 花山火葬場改築につき報告申入方立案

大正八年二月二十五日・二枚

19) 火葬場管理者信義会理事長芳野国一報告書

大正八年二月・二枚

20) 火葬場改築費用下付の件立案

大正八年四月十日・四枚 (最後の一枚は切り紙・文案メモ)

21) 火葬場改築につき請願

大正八年三月二十日・八枚

添付資料

一) 設計理由書

二) 花山火葬場焼屍竈改築設計工費概算調書 (大正八年三

月十八日) ●

22) 火葬場に係る収支決算書

大正八年四月一日・四枚

添付資料

- (一) 大正四年度信義会収支決算報告書 (印刷物)
- (二) 大正五年度信義会収支決算報告書 (印刷物)
- (三) 大正六年度信義会収支決算報告書 (印刷物)

23) 火葬場改築答申の開申立案

大正八年九月十三日・二枚

添付資料

24) 信義会答申書 (大正九年九月十二日)

信義会理事長芳野国一更迭報告立案

大正八年九月十三日・二枚

添付資料

25) 花山火葬場焼屍料・荘厳料改訂届書

大正八年十月二十日・四枚

添付資料

- (一) 料金改定ニ関スル申請 (大正八年十月十七日)
- (二) 焼屍荘厳及排泄物料金表

26) 火葬場に関する照会につき立案

大正九年十月八日・二枚

添付資料

一) 京都府警察部火葬場に関する照会 (大正九年十月四日)

27) 花山火葬場管理者申告書立案

大正九年十月十八日・五枚

添付資料

- (一) 申告書 (大正九年十月十八日) ●

28) 信義会理事長磯谷精一郎死亡につき後任届書立案

大正九年十一月二十七日・二枚

添付資料

29) 花山火葬場沿革照会につき報告 ●

- 一) 届書 (大正九年十一月二十五日)
- 大正十年三月十一日・七枚
- 添付資料

二) 記 (花山火葬場沿革) ●

- 二) 本派本願寺火葬場敷地図

30) 花山火葬場譲渡に関する立案

- 昭和六年二月十九日・十枚
- 添付資料

一) 覚書案

- 二) 二月十七日立案

三) 土地寄付願案 (昭和六年二月十四日)

- 四) 申告書 (昭和六年一月七日)

五) 覚書 (昭和五年十二月二十九日)

31) 本山専用火葬爐新設につき山林一部寄付立案

- 昭和六年二月十八日・二枚
- 添付資料

添付資料

- 一) 京都市収保衛三四号 (昭和六年二月十六日)

32) 火葬場譲渡契約書

- 昭和六年・六枚
- 添付資料

添付資料

- 一) 契約書案 (二点・昭和六年)
- 二) 物件表示目録

二) 物件表示目録

33) 火葬場譲渡契約書允可につき立案

- 昭和六年三月五日・六枚

34) 土地移転登記書類

- 昭和六年・十枚
- 添付資料

添付資料

- 一) 地積図面訂正願案 (昭和六年三月二十五日)
- 二) 委任状 (昭和六年三月二十五日)
- 三) 土地分割届出用紙
- 四) 土地分割登記申請書

五) 土地所有権移転登記嘱託書

- 六) 契約書案 (昭和六年)
- 七) 地積実測図
- 八) 物件表示目録

七) 地積実測図

- 八) 物件表示目録

35) 花山火葬場譲受京都市回答書

- 昭和六年三月十四日・一枚

36) 土地登記謄本

- 昭和六年三月二十七日・九枚
- 添付資料

添付資料

- 一) 火葬場譲受届案
- 二) 委任状案

37) 土地登記承諾書

- 昭和六年・二枚

38) 専有土地明細帳登記届案等

- 昭和六年・七枚
- 添付資料

添付資料

- 一) 土地寄付許可願案
- 二) 信義会大正九年度歳計報告書
- 三) 登記承諾書 (昭和六年)
- 四) 京都府指令財産処分許可 (昭和六年三月二十八日)
- 五) 物件表示記

二) 信義会大正九年度歳計報告書

- 三) 登記承諾書 (昭和六年)
- 四) 京都府指令財産処分許可 (昭和六年三月二十八日)
- 五) 物件表示記

四) 京都府指令財産処分許可

- 五) 物件表示記

五) 物件表示記

39) 信義会届 (三枚)

- 一) 信義会理事改選届 (昭和六年七月三日)
- 二) 信義会事務所移転変更届 (執行長宛・昭和六年七月)
- 三) 信義会事務所移転変更届 (財務部長宛・昭和六年七月三日)

二) 信義会事務所移転変更届 (執行長宛・昭和六年七月)

- 三) 信義会事務所移転変更届 (財務部長宛・昭和六年七月三日)

三) 信義会事務所移転変更届

40) 信義会理事「会員諸君に告ぐ」

- 昭和六年六月・一枚印刷物

41) 花山火葬場附属建物莊嚴堂移転につき立案

- 昭和六年十二月十二日・四枚
- 添付資料

添付資料

- (一) 火葬場附属建物移転京都市照会(昭和六年十二月十一日)
- (二) 花山火葬場譲渡受入金処分案

42) 花山火葬場本大両派専用爐築造につき立案

昭和七年四月四日・三十枚(他に青焼図面四枚)

添付資料

- (一) 見積書(日新起業株式会社・昭和七年三月一日)
- (二) 京都(東西) 本願寺専用爐特許日新式火葬装置建設工事代金内訳明細書(九枚カーボン)
- (三) 京都(東西) 本願寺専用爐特許日新式火葬装置建設工事仕様書(十八枚カーボン)

青焼図面

- (一) 東西本願寺専用爐配置図(縮尺五十分の一)
- (二) 寝棺焼屍爐図(縮尺二十分の一)
- (三) 火葬装置油槽図(縮尺四分の一)
- (四) 排気筒・清浄器・冷却器等図(縮尺二十分の一)

43) 花山専用爐書類(袋入り)

昭和六年十一月・五点

添付資料

- (一) 見積書(封筒入り)
- (二) 青焼図面二点四枚

青焼図面

- (一) 東西本願寺専用爐配置図(縮尺五十分の一)
- (二) 龕薦堂(縮尺百分の一・四枚) 昭和六年六月一日

44) 花山火葬場附属事務所・休憩所竣工につき京都市依頼書

昭和七年五月二十八日・一枚

45) 花山火葬場専用火葬爐築造につき契約立案

昭和七年五月三十一日

添付資料

- (一) 契約書(五枚カーボン・昭和七年)
- (二) 京都(東西) 本願寺専用爐特許日新式火葬装置建設工事仕様書(十九枚カーボン・同じ書類二点)

- (三) 京都(東西) 本願寺専用爐特許日新式火葬装置建設工事代金内訳明細書(十枚カーボン)
- (四) 登記抄本(昭和七年五月十三日・一枚)
- (五) 委任状(昭和七年・一枚)

六) 青焼図面四点

青焼図面

- (一) 東西本願寺専用爐配置図(縮尺五十分の一)・二枚
- (二) 寝棺焼屍爐図(縮尺二十分の一)・二枚
- (三) 火葬装置油槽図(縮尺四分の一)・二枚
- (四) 排気筒・清浄器・冷却器等図(縮尺二十分の一)・二枚

46) 京都市指令火葬爐寄付承認書●

昭和九年二月十九日・一枚

47) 専用火葬爐寄付につき立案

昭和九年二月十日・三枚

添付資料

48) 花山火葬場増築工事請負契約書送付状等(四十二枚・青焼図面五枚袋入り)

- (一) 契約書送付書(昭和十年九月七日)
- (二) 契約書送付回申(昭和十年九月九日)
- (三) 保証金領収書(昭和十年九月七日)
- (四) 工事請負契約書(昭和十年十一月三十日)
- (五) 増築工事設計書
- (六) 工事仕様書
- (七) 袋入り花山火葬場増築設計図青焼図面
- 花山火葬場増築設計図青焼図面
- (一) 敷地配置図(縮尺三十分の一)
- (二) 敷地整地工事図(縮尺百分の一・五十分の一)
- (三) 特別焼屍室詳細図(縮尺二十分の一)
- (四) 特別焼屍室構造詳細図(縮尺二十分の一)
- (五) 特別焼屍室平面・立面・基礎等図(縮尺百分の一・五十分の一)

- 49) 中央土木株式会社専用火葬爐工事代金残金支払日につき照会
昭和十二年十月十九日・一枚
- 50) 第一回・第二回支払い方回答書
昭和十二年十月二十一日・六枚
添付資料
一) 第一回支払い領収書写(昭和十一年二月五日)
二) 第二回支払い領収書写(昭和十一年八月十七日)
三) 回答書(昭和十二年十月十五日)
四) 中央土木株式会社工事代金支払依頼書(昭和十二年九月二十八日)
五) 中央土木株式会社工事代金請求書(昭和十二年九月二十八日)
- 51) 京都市花山火葬場特設爐鍵領収書●
昭和十三年四月十二日・一枚
- 52) 花山火葬場本山専用爐維持費下付につき立案
昭和十三年七月二十三日・二枚
- 53) 京都市花山火葬場特設爐清掃手入依頼
昭和十三年七月十六日・一枚
- 54) 本山専用爐維持保存費用につき願書
昭和十三年一月二十七日・二枚
添付資料
一) 明細書
- 55) 花山旭山山林管理委任につき立案●
昭和十三年七月二十三日・四枚
添付資料
一) 信義会願書(昭和十三年一月二十七日)●
二) 山林指図
- 56) 本山専用爐管理の京都市引継につき立案●
昭和十三年四月九日・三枚
- 57) 両山専用爐清掃につき登山口門手入依頼書
昭和十三年七月・一枚
- 58) 専用爐登り口門柱材代金領収書
昭和十四年五月二日・一枚
- 59) 花山火葬場入口門柱工事につき立案
昭和十四年四月三日・四枚
添付資料
一) 請求書(昭和十四年)
二) 増尾石材店請求書(昭和十四年四月二十四日)
- 60) 本山専用爐石柱工事につき立案
昭和十四年一月十七日・三枚
添付資料
一) 工事指図
二) 増尾石材店請求書(昭和十三年十二月六日)
- 61) 本山専用爐維持費下付につき立案
昭和十四年七月二十八日・二枚
添付資料
一) 信義会願書(昭和十四年七月二十八日)
- 62) 本山専用爐手入費用下付につき立案
昭和十六日七月二十日・二枚
添付資料
一) 信義会願書(昭和十六年七月十八日)
- 参考 1
執行長尾雲龍所持寺務簿冊
1) 京都(東西) 本願寺専用爐特許日新式火葬装置仕様書
※筆跡は相違するが、番号42の「京都(東西) 本願寺専用爐特許日新式火葬装置建設工事仕様書」と同じ内容。
青焼図面
一) 火葬装置配置参考図
二) 寝棺焼屍爐図(縮尺二十分の二)
三) 排気筒・清浄器・冷却器等図(縮尺二十分の二)
四) オイルポンプ組立図
- 以上

- 五) 火葬装置油槽図 (縮尺四分の一)
- 六) 上級爐正面裝飾図 (縮尺十分の一)
- 七) 正面裝飾参考図 (縮尺十分の一)
- 八) 正面裝飾参考図 (縮尺十分の一)
- 九) 正面裝飾参考図

参考 2

袋入「京都市花山火葬場特別焼屍室増築工事および図面」

1) 京都市花山火葬場特別焼屍室増築工事明細

青焼図面 (すべて昭和七年八月)

- 一) 京都市花山火葬場特別焼屍室詳細図 (縮尺二十分の一)
- 二) 花山火葬場特別焼屍室断面詳細図 (同前)
- 三) 花山火葬場特別焼屍室配置図 (縮尺三百分の一)
- 四) 整地工事図 (縮尺百分の一・五十分の一)
- 五) 花山火葬場特別焼屍室各伏図・姿図 (同前)
- 六) 花山火葬場特別焼屍場鉄骨構造図 (縮尺二十分の一)

以上

(種智院大学教員・本願寺史料研究所客員研究員)

※ ※ ※ ※ ※

【コラム】

本願寺旧蔵品の「その後」を追いかけて(1)

大原 実代子

前回の 37 号「所報」【編集部補注】で、本願寺から四回に分けて宝物類が売りに出された後、現在の所蔵者が明確になったものとして野村美術館所蔵の「黒船段織厚

板」(第四回売立目録、No. 四三三) が紹介された。

それ以外にゆくえが判明している物が数点あるので、追加紹介することにする。以前から捜索作業をしているが、未だ途中であるため、今回は、財団法人野村文華財団編集『野村美術館名品図録』(昭和 59 年発行) ならびに『続野村美術館名品図録』(平成 5 年発行) に掲載されているもの、および平成 19 年 9 月 22 日～11 月 18 日に九州国立博物館で開催された「本願寺展―親鸞と仏教伝来の道」の出陳品の中から茶道具を中心に紹介する。

「その後」のゆくえが判明している物は、

- ① 南蛮毛織抱桶水指(東山御物) No. 二九三(2)
- ② 豊臣秀吉共筒茶杓 No. 二八二(3)
- ③ 剣仲竹一重切花入(歌銘) No. 一二二(4)
- ④ 竹心手造赤楽茶碗(銘「手車」) No. 一一四七(4)
- ⑤ 色絵薩摩摩菊桐絵茶碗 No. 二二二(1)
- ⑥ 古天命鍋釜 No. 二九五(1)
- ⑦ 藪内剣仲共筒茶杓 No. 一一九四(4)
- ⑧ 肩衝茶入(銘「村上肩衝」) No. 一一六〇(4)
- ⑨ 丸壺茶入(銘「御堂坊」) No. 四三(1)

(名称の後の No. は売立目録記載番号。()) は第何回目かを示す)

以上の 9 点で、①～⑤は京都・野村美術館、⑥⑦は兵庫・香雪美術館、⑧⑨は広島・耕三寺博物館の所蔵である。これらは、図録等にも「本願寺伝来」の旨が記され、売立目録にも写真が掲載されている(ただし、⑤は売立目録に写真掲載がないため、おそらく「これに違いない」

と思われるものである)。

このうち、第四回入札結果表(価格壹百円以上)と対照してみると、③④は千円以上の値が付けられ、「植印」という人物が、⑦も千円以上の値が付けられ、「南服部」という人物が落としている。このことから「植印」が落札した物が野村美術館へ、「南服部」が落札した物が雪美術館へ入ったようである。⑧の村上肩衝茶入もかなりの高額で落札されたであろう名品であるが、どうしたわけか、入札結果表には出てこないと思われる。

これら以外に、野村美術館所蔵の「唐津洲浜形香合」は、もと燕庵伝来品であったが、本如に献上された旨の箱書がある。本願寺から野村美術館に所蔵が替わるのは、おそらく大正期のことと思われるが、四回分の売立目録には出てこない。

以上のように、売立目録に写真入りで掲載されていたり、銘があるものについては、比較・検討が容易であり、「同じ物」と断定できる。しかし、売立目録の記載名称と、同名称でも売立目録に写真がない場合は、同一の物であると断定しがたい。あくまで「同じかも知れない」という可能性・推測でしか判断できない。さらには現在の所蔵先での名称が異なる場合(「黒船段織厚板」はその例)もあって、本願寺旧蔵品の「その後」のゆくえを追うのは、なかなか一筋縄ではいかないのが現状のようである。

(本願寺史料研究所研究員)

【編集後記】

意図せず「近現代特集号」のようになりました。編集子の記憶の中では、初めての二十頁だてです。

何もかも手作業で制作していた頃に比べると隔世の感あります。二十頁だとB4を5枚裏表印刷。片面コピー機能しかないコピー機で、紙詰まりに苦戦しながら、二百部作成するとなると、延べ「 $5 \times 200 \times 2$ 」枚。コピーが完成し、その後で一枚一枚二つに折る作業。これは指先の感覚がなくなります。さらに製本・宛名書き・発送と続きます。編集子も若かったのでできた作業です。

時代が近世から近現代へと降るにつれて、少しまとまった内容の史料となると、どうしてもボリュームが必要となります。近世から近代・現代にいたる時代の史料の特性でしょう。しかし、かといって、その史料のボリュームを根拠に、ボリュームに見合った歴史的に内容のある主張や歴史像を提示できるかというと、そうは簡単に「問屋が卸してくれない」のが実情です。真宗史にしろ教団史にしろ近現代の研究者は数えるほどでしょう。本誌の読者にとって、退屈かも知れませんが、次号も近現代中心の二十頁だてになりそうです。

寺務簿冊の「歴史史料化」。今回の『本願寺史』改訂に間に合うか心許ないのですが、二十年・三十年、さらにその先の教団の歴史を見据えるとき、やはり絶対に必要な作業でしょう。しかしその作業量と作業の単調さを思うと、正直、気が遠くなります。

(歩弥)